

2026 年 7 月 15 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 セ キ ュ ア
代 表 者 名 代表取締役社長 谷 口 辰 成
(コード番号：4264 東証グロース)
問 合 せ 先 取締役 Co-CFO 佐 藤 仁 美
(TEL. 03-6911-0660)

譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬として新株式の発行（以下、「本新株発行」という。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1)	払込期日	2026 年 8 月 3 日
(2)	発行する株式の種類及び数	当社普通株式 8,700 株
(3)	発行価額	1 株につき 1,549 円
(4)	発行総額	13,476,300 円
(5)	割当予定先	当社の従業員 29 名 6,700 株 当社子会社の取締役（社外取締役を除く。） 1 名 500 株 当社子会社の従業員 11 名 1,500 株

2. 発行の目的及び理由

当社は、当社グループの役職員が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、当社の従業員並びに当社子会社の取締役（社外取締役を除く。）及び従業員に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することを決定いたしました。

本日、当社取締役会において、割当対象者ごとに定める譲渡制限期間に係る譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である当社の従業員並びに当社子会社の取締役（社外取締役を除く。）及び従業員 41 名（以下、「割当対象者」という。）に対し、当社の従業員については当社が当社に対する賃金、賞与、報奨金その他これに類する金銭債権を支給し、当社子会社の取締役（社外取締役を除く。）及び従業員については当該子会社が当該子会社に対する金銭報酬債権又は賃金、賞与、報奨金その他これに類する金銭債権を支給したうえで、当社が当該金銭債務を当該子会社と併存して引き受けることにより割当対象者が当社に対して取得する金銭債権を、割当対象者が現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式 8,700 株を割り当てることを決議いたしました。

なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社における各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給いたします。

なお、割当対象者が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるといふ本制度の導入目的の実現を目指すため、割当対象者ごとに譲渡制限期間を設定しております。具体的には、割当対象者のうち、当社従業員の一部及び当社子会社従業員については2026年8月3日より2027年8月2日までの1年間、当社従業員の一部及び当社子会社取締役については2026年8月3日より2029年8月2日までの3年間を譲渡制限期間としております。

3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

① 譲渡制限期間

割当対象者ごとに、以下のいずれかの期間といたします。

- ・ 1年間：2026年8月3日から2027年8月2日まで
- ・ 3年間：2026年8月3日から2029年8月2日まで

各割当対象者に適用される上記の譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」という。）において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）。

② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間が満了する前に当社及び当社子会社の取締役、執行役員又は従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を、当該退任又は退職の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点（以下、「期間満了時点」という。）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

③ 譲渡制限の解除

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に当社及び当社子会社の取締役、執行役員又は従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、本払込期日が属する月から割当対象者が当社及び当社子会社の取締役、執行役員又は従業員のいずれの地位からも退任又は退職した日を含む月までの月数を、当該割当対象者に適用される譲渡制限期間に係る月数で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、当該退任又は退職の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

④ 株式の管理に関する定め

割当対象者は、SMB C日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものいたします。

⑤ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、本払込期日が属する月から当該承認の日を含む月までの月数を、当該割当対象者に適用される譲渡制限期間に係る月数で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の終了時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

この場合には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日の終了時をもって、上記の定めに基づき同時点において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得するものいたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行における発行価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2026年7月14日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,549円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上